

学生の特例

修学のために泉大津市外に住民票を置いている方について

保険年金課で手続することによって、保護者の方と同じ泉大津市の国民健康保険証を使うことができます。

（届出に必要なもの）

- 届出人の身分確認ができるもの
 - ※ 免許証等の顔写真付きの身分確認書類 → 保険証は即日交付
 - 顔写真付きでない身分確認書類 → 保険証は世帯主あての簡易書留で送付
 - ※ 別世帯の方等が手続する場合は委任状が必要です。
 - 対象の方の国民健康保険証（すでに泉大津市国保にご加入の方の場合）
 - 住民票（修学のために居住している住所のもの）
 - 在学証明書 または 学生証
 - 対象の方の個人番号（マイナンバー）のわかるもの
（対象の方が泉大津市に住民票を置いたことがない場合）
- ※ 届出した住所から変更した場合は、再度届出が必要です。
- ※ 卒業や社会保険などに加入したことにより、特例に該当しなくなった場合は届出が必要です。